

令和3年度  
自己点検評価書

令和4年6月

国立大学法人北海道教育大学

## 目次

はじめに	1
令和3年度の自己点検評価について	2
Ⅰ 令和3年度の自己点検評価の総括	3
Ⅱ 基準ごとの評価	
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	4
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	7
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	11
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	15
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	17
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	19
参考	24

## はじめに

国立大学における自己点検・評価は、学校教育法第 109 条の第 1 項に基づき、義務化されたものであり、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されています。

本学では、教育研究の水準の向上を図り、学則第 1 条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」（以下「内部質保証規則」という。）において、「自らの責任で本学の諸活動について点検及び評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによって本学の質を保証する」（以下「内部質保証」という。）することとしており、内部質保証規則に定める各種点検評価（「全学の自己評価」「教育の自己評価」「事前評価」等）によって、本学の諸活動について、恒常的に（学校教育法に定める）自己点検・評価を行っております。

令和 3 年度には、令和 4 年度の大学機関別認証評価の受審に向け、大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の自己点検評価実施要項の基準等にのっとり、事前に自己点検・評価（事前評価）を行いました。

この自己点検評価書は、令和 3 年度に実施した点検・評価の結果をとりまとめたものです。

なお、令和 4 年度に機構によって実施される大学機関別認証評価にあたっては、本報告書をもとに令和 4 年度のデータに更新した自己評価書をもって受審することとし、機構の認証評価をもって外部評価とする予定です。

最後に、本評価書をまとめるにあたり、評価専門委員会の先生方、また関係部局等の皆様に多大なる尽力をいただいたことに厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 6 月

自己点検評価委員会委員長

蛇 穴 治 夫

## 令和3年度の自己点検評価について

令和4年度に大学機関別認証評価を受審することから、令和3年度においては、教育課程、学生受入、学生支援、施設設備、管理運営等、大学の教育活動等の総合的な状況に関して、自己点検評価（事前評価）を行った。この自己点検評価報告書は、その結果をとりまとめたものである。

### (1) 自己点検評価の方法

- ・ 自己点検評価委員会が点検評価実施要項を作成し、各評価責任者に対して根拠資料・データ及び自己評価書を令和3年9月末までの期限として提出依頼。なお、機構による大学機関別認証評価の事前評価として自己点検・評価を実施するため、点検評価実施要項は機構が定める「大学評価基準」を基に点検評価項目を作成するとともに、大学機関別認証評価自己評価実施要項の内容を網羅するものとした。
- ・ 自己点検評価委員会の下に設置された評価専門委員会において、提出された根拠資料・データ及び自己評価書、国立大学法人教育研究評価（4年目終了時評価）で指摘された事項等を踏まえ、確認事項を整理。
- ・ 各評価責任者から確認事項に対する回答及び改善計画の提出

(参考) 内部質保証規則における「教育の自己評価」は、機構の定める大学機関別認証評価の大学評価基準を踏まえて自己点検評価実施要項を作成しており、内容が重複するため、令和3年度は事前評価の一環として実施

### (2) 自己点検評価の対象時期

令和3年5月1日現在の現況について自己点検評価を実施。

### (3) 根拠資料・データの基準日

令和3年5月1日現在を基本とする。年度集計をする数値資料については、令和2年度実績とする。

### (4) 自己点検評価委員会の開催実績

- 第1回：令和3年5月26日
- 第2回：令和3年6月16日
- 第3回：令和3年10月20日
- 第4回：令和4年2月16日
- 第5回：令和4年3月23日

## I 令和3年度の自己点検評価の総括

自己点検評価の結果、機構の大学評価基準をすべて満たしている。

## 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

### Ⅱ 基準ごとの評価

#### 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

##### 基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 1 研究科を置いている。

##### [学士課程]

- ・教育学部（教員養成課程、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科）

##### [大学院課程]

- ・教育学研究科（修士課程 1 専攻：学校臨床心理専攻、専門職学位課程 1 専攻：高度教職実践専攻）

教育学部は学則第 13 条の目的に、大学院は学則第 40 条の目的に照らして適切に構成されている。

令和 3 年度には、学校教員に求められる高度な実践的指導力を育成することを目指す高度教職実践専攻（専門職学位課程・教職大学院）の更なる機能強化のため、修士課程の教員養成機能を教職大学院に集約し、学校臨床心理専攻（修士課程）と高度教職実践専攻（専門職学位課程）の 2 専攻に改組を行っている。

##### 基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、下表のとおり、著しく偏っていない。

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1 - 2 - 2）

所属	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
教育学部	教授	145	119	26	0	2	40	95	8
	准教授	134	107	27	12	47	49	25	1
	講師	30	23	7	10	13	5	2	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
		0							
	計	309	249	60	22	62	94	122	9
	%		80.6%	19.4%	7.1%	20.1%	30.4%	39.5%	2.9%
教育学研究科	教授	24	22	2	0	0	3	19	2
	准教授	10	8	2	0	4	5	1	0
	講師	0	0	0	0	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
		0							
	計	34	30	4	0	4	8	20	2
	%		88.2%	11.8%	0.0%	11.8%	23.5%	58.8%	5.9%

基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1 - 3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究組織として、教育学部及び教育学研究科を置き、さらに教育学部には、教員養成課程、国際地域学科、芸術・スポーツ文化学科を、教育学研究科には、修士課程、専門職学位課程を置いている。(学則第 2 条、第 3 条)

また、本学に教育研究のために、札幌校、旭川校、釧路校、函館校、岩見沢校を置き、教員養成課程を札幌校、旭川校、釧路校に、国際地域学科を函館校に、芸術・スポーツ文化学科を岩見沢校に置いている。(学則第 9 条)

教員は、教育学部、教育学研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、修士課程、専門職学位課程の教育に従事している。

教育組織に係る責任者として、学士課程は各キャンパスにキャンパス長、教育学研究科学校臨床心理専攻に専攻長、教育学研究科高度教職実践専攻に教職大学院長を置いている。

教育活動に係る重要な事項を審議する組織として、教授会を置いている。教授会は、副学長、キャンパス長、その他副学長が必要と認める教員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される

## 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

事項等を審議事項としている。令和2年度には、学部教授会が8回、研究科教授会が8回開催されている。また、令和3年度から教授会の審議事項の一部について審議を委ねる代議員会を置いている。代議員会は、副学長、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、各キャンパスから2名選出される教授会構成員から構成され、教授会から付託された事項について審議している。

教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織として、教育研究評議会と教育委員会を置いている。教育研究評議会は、学長、理事、キャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長、附属図書館長、保健管理センター長、キャンパス長が指名する教授2人、附属学校（園）長1人、事務局長、副学長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和2年度には、年間で11回開催されている。教育委員会は、学長が指名する副学長1人、学長が指名する特別補佐若干人、各校において選出された教員各2人、教職大学院及び学校臨床心理専攻において選出された教員各1人、附属学校運営会議において選出された教員1人、教育研究支援部長から構成され、教育研究に関する専門的事項について審議している。令和2年度には、年間で8回開催されている。



## 領域2 内部質保証に関する基準

### 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」（以下、「内部質保証規則」という。）によって、学長を内部質保証の統括責任者とし、さらに自己評価・法人評価・認証評価等の各評価活動においては、理事及び副学長を評価責任者として定めている。この体制における中核的な審議機関は自己点検評価委員会であり、その役割分担は内部質保証規則及び「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則第4条第1項に規定する委員会等を定める細則」（以下、「細則」という。）等において定めている。また、自己点検評価委員会は全学的な視点での審議や改善状況の把握を行う必要があることから、学長、理事、副学長及び各部局の長であるキャンパス長、教職大学院長、学校臨床心理専攻長で構成されている。

教育研究上の基本組織である、教育学部及び教育学研究科のいずれの教育課程についても教育担当理事が責任者として質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事又は副学長（財務担当）を責任者とする施設マネジメント委員会が、情報設備については、理事又は副学長（情報化推進担当）を責任者とする情報化推進委員会が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。

学生支援に関する内部質保証は、以下のように整備されている。

学生支援全般については、理事又は副学長（学生支援担当）を責任者とする学生支援委員会が、キャリア支援については、センター長を責任者とするキャリアセンターが、留学生支援については、センター長を責任者とする国際交流・協力センターが分担して質保証を行っている。

学生受入に関する内部質保証は、理事又は副学長（入試担当）を責任者とする入学試験委員会が行っている。

### 基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、「北海道教育大学における教育課程

## 領域 2 内部質保証に関する基準

の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に定めている。

同様に、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを同自己点検評価実施要項に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、それぞれの「内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、それぞれの「内部質保証に関する自己点検評価実施要項」又は別に定める規程において、実施内容、実施方法及び頻度等を定めて実施することとしている。さらに意見聴取にかかる詳細については、教育課程はアセスメント・ポリシー、アセスメント・ポリシーに基づくモニタリング実施要項、新入生調査実施要項、大学生・大学院生学習調査実施要項、卒業時・修了時調査実施要項、授業内容改善のための学生による授業評価実施要項を定め、施設設備及び学生支援全般については、学生生活実態調査実施要領を定め、学生支援（キャリア支援）については、内部質保証に関する自己点検評価実施要項第 5 条に定める意見聴取の実施要領、進路意向調査実施要項、「卒業後の動向調査」実施要項を定めている。

なお、令和 2 年 9 月の事前評価時には関係者（卒業生・修了生の就職先等）からの意見聴取を実施していなかったが、その後実施要項を定めたうえで、意見聴取を実施し、令和 4 年 2 月に意見聴取結果をまとめている。また、入学試験等アンケート調査についても、令和 2 年 9 月の事前評価時には実施にかかる規定が明文化されていなかったが、令和 4 年 3 月に実施要項として明文化している。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、内部質保証規則において定めている。

### 基準 2-3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】基準 2-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人等の第 3 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（法人評価結果等）に基づき、課題点を抽出しており、自己点検評価とそれに基づく改善及び向上の取組が適切に実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。さらに学生からの要望、経営協議会における学外委員の指摘や監事からの指摘に対しても対応が行われている。

また、内部質保証体制を明文化して規定しており、自己点検評価とそれに基づく改善及び向上の取組が適切になされていることから内部質保証が有効に機能している。

**基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること**

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

「国立大学法人北海道教育大学運営規則」において、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項を役員会の審議事項として定めている。また、「国立大学法人北海道教育大学大学戦略本部規則」において、戦略的な大学改革を推進するための施策の策定に関することを審議することとしており、令和 3 年度の教職大学院改組においては、大学戦略本部会議において教育課程、教員組織等に関して審議が行われている。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、「北海道教育大学選考基準」、「北海道教育大学教員選考規則」、「北海道教育大学教員の専攻に関する申合せ事項」等を定め、教育能力、研究能力、その他の必要な能力を総合的に審査して、教員を採用・昇任させている。また、実務家教員の採用・配置を進めており、そのための要項を定め審査することでふさわしい人材の採用・配置を行っている。

また、教員の教育研究活動に関する評価を行うため「北海道教育教員の総合的業績評価についての指針」を作成し、指針に基づき、教員の教育、研究、社会貢献、管理運営に関する評価を継続的に実施している。評価結果に基づき、評価対象となる教員の勤勉手当や昇給へ反映している。

さらに、教員の評価制度の一環として「教育活動に関する自己評価結果」「研究活動に関する自己評価結果」「社会貢献活動に関する自己評価結果」の 3 年分の自己評価結果を基に、顕著な成果があったと認められる者に学長表彰を実施し、表彰実施の翌年度から 3 年間、研究費の配分額に毎年度 20 万円の加算が行われている。

授業内容及び方法の改善を図るため、対面又はオンラインでの講習会、授業交流会、公開授業を継続的に実施し、教員の ICT スキルの向上や遠隔授業の実施のための方法等の研修を行うことで、組織的に、FD 活動を行っている。

教育活動を展開するため、各校に必要とされる数の教育支援者、教育補助者が配置している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、教務関係や厚生補導等を担う職員を対象に海外語学研修が行われているほか、他機関が主催する研修、セミナー等に職員を派遣している。TA に関しては、採用時に職務内容等を通知することで基本的な指導を行っている。一方で、TA 等の教育補助者に配布する全学的なマニュアルの整備や業務内容に関するガイダンスの組織的な実施が

## 領域 2 内部質保証に関する基準

行われていない。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されている。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び大学戦略本部を設置している。

役員会は、学長及び理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、事務局長、本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 7 人により構成され、経営に関する重要事項等を審議している。

また、大学全体を俯瞰し、大学戦略を企画・立案するため、大学戦略本部を設置している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験に関する規定等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。情報公開は総務課、個人情報保護は総務課及び IT 総合管理室、公益通報者保護は監査室、ハラスメント防止については人事課及び学生支援課、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験については、連携推進課が責任部署となっている。

また、危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応に関する規定等があり、それらについて責任・実施体制を整備している。防火・防災については施設課、各校室財務グループ及び各校室附属学校グループ、情報セキュリティについては IT 総合管理室、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止については連携推進課、学生危機対応については総務課、学生支援課及び国際課が責任部署となっている。

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

#### 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3-3を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織として、「国立大学法人北海道教育大学事務局組織規則」、「国立大学法人北海道教育大学監査室規則」に基づき、監査室（2人）、総務課（常勤13人、非常勤5人）、企画課（常勤7人）、人事課（常勤12人）、附属学校室（常勤6人、非常勤16人）、札幌校室（常勤3人、非常勤1人）、財務企画課（常勤8人）、経理課（常勤19人、非常勤5人）、施設課（常勤9人、非常勤2人）、教育企画課（常勤12人、非常勤3人）、学生支援課（常勤10人、非常勤4人）、入試課（常勤5人、非常勤2人）、国際課（常勤5人、非常勤1人）、連携推進課（常勤8人、非常勤2人）、学術情報室（常勤7人、非常勤9人）、IT総合管理室（常勤5人）を設置している。各キャンパスの事務部として、旭川校室（常勤23人、非常勤37人）、釧路校室（常勤23人、非常勤27人）、函館校室（常勤26人、非常勤34人）、岩見沢校室（常勤22人、非常勤17人）を設置している。

#### 基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等が、安全衛生管理委員会、人権委員会、教育委員会、学生懲戒審査委員会、入学試験委員会、学生支援委員会、学術リポジトリ委員会、発明審査委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、利益相反マネジメント委員会、グローバル教員養成プログラム運営委員会、教員免許状更新講習推進委員会、大学戦略本部会議、教育委員会カリキュラム改善・開発部会、教育委員会内部質保証部会、評価専門委員会等の合議体に参加し、適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、新任教員研修（25人参加）、新任職員研修（6人参加）、海外語学研修（職員4人参加）、ハラスメント防止研修（役員、教職員（常勤・非常勤）あわせて約890人参加）等を実施するとともに、北海道地区国立大学法人等において共同で開催する研修に事務職員を派遣している。

#### 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人(非常勤)を置いている。監事は、「国立大学法人北海道教育大学監事監査規則」(以下、「監事監査規則」という)に基づき、監査計画を作成のうえ、定期的に監査を実施し、監査結果を学長に提出している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、「北海道教育大学監査室規則」及び「北海道教育大学内部監査実施に関する細則」に基づき、本学における業務及び会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証並びに評価を行い、もって、業務執行の有効性及び効率性を高め、会計処理の適正化に資することを目的として、業務及び会計の内部監査等を実施している。監査室長は、学長の承認を得て内部監査年次計画書を作成し、学長及び監事に提出し、監査後は監査報告書を作成し、学長に報告している。また、監査報告書の写しを監事に送付している。

監査法人、学長、財務担当理事、監事及び監査室は、定期的にディスカッションを開催し、監査計画、監査結果、法人の事業活動等について情報を共有し、意見交換をしている。

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第172条の2に基づき「大学の目的」、「学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針」、「教育研究上の基本組織」、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」、「入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」、「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境」、「授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること」、「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」を公表している。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条に基づき「財務諸表等」を公表している。

学校教育法第109条第1項に基づき、「自己点検・評価の結果」を公表している。

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教員の養成の状況として「教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること」、「教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること」、「教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること」、「卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること」、「卒業生の教員への就職の状況に関すること」、「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」を公表している。

教育職員免許法施行規則第22条の8に基づき、認定課程を有する大学として、認定課程の教育

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果については令和4年度末までに自己点検評価を実施し、公表することを予定している。

なお、上記の公表を求める事項のうち、「各教員が有する学位及び業績」及び「教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関するシラバス」について、令和3年9月の事前評価時には公開されている内容の一部不足が見られたが、教員向けの通知を行う、記載事項や留意事項をまとめたチェックリストの作成を行う等の対策をとっている。



領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

札幌校キャンパス、旭川キャンパス、釧路キャンパス、函館キャンパス及び岩見沢キャンパスを有し、その校地面積は計 335,243 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 112,457 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。また、札幌校、旭川校、釧路校及び函館校において大学院設置基準第14条の特例を適用し、夜間授業を実施している。

法令が定める附属施設については、教育学部の教育研究に必要な組織として附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属義務教育学校及び特別支援学校を設置している。

施設・設備の耐震化については、耐震化率は100%である。バリアフリー化については、入学者の障害の程度に応じて個別に対応することとし、講義棟、研究棟等の主要な建物はエレベーター、スロープ等のバリアフリー化が完了している。安全防犯面については、防犯カメラを各所に設置し、防犯対策を行っているほか、外灯の更新・増設を順次行うなど、配慮している。

ICT環境についてIT総合管理室が中心となり、学内LANによるインターネット接続環境が整備されている。

附属図書館については、本館が札幌キャンパスに設置されており、延面積2,141 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は265席、図書302,508冊、学術雑誌6,346種、電子ジャーナル3,855種である。また、分館の旭川館は延面積1,807 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は162席、図書225,107冊、学術雑誌5,532種である。釧路館は延面積2,265 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は140席、図書216,407冊、学術雑誌4,445種である。函館館は延面積2,016 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は144席、図書252,174冊、学術雑誌6,731種である。岩見沢館は延面積1,045 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は102席、図書164,127冊、学術雑誌1,099種である。「専門図書・雑誌」「教養や趣味のための図書・雑誌」等の学生の興味関心のある図書について、引き続き積極的な選書が求められる。

自主的学習環境については、教室、演習室、附属図書館札幌館・旭川館・釧路館のラーニングコモンズ等が整備され、利用されている。ただし、ラーニングコモンズの認知度の向上に努める必要がある。

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4-2を満たしている。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生生活サポート室、保健管理センター、キャリアセンター、人権委員会を設置し、対応している。総合的相談は学生生活サポート室が、身体的健康に係る支援・相談は保健管理センターが対応し、精神的健康に係る支援・相談については、保健管理センターと学生生活サポート室が連携して対応している。就職・進路に係る支援・相談はキャリアセンターが対応している。なお、キャリアセンターが実施しているキャリア相談の周知及び利用環境の整備を行うとともに、教員採用試験2次試験合格率向上に向けた取り組みの強化が求められる。また、官公庁及び民間企業志望者に対する職員支援も併せて強化する必要がある。

各種ハラスメントに関しては、「北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則」に基づき、人権委員会の下に人権相談員を置いている。人権相談員は、相談者の意向を踏まえて対応するものとし、人権侵害について相談があった場合は、相談者の同意を得て、当該事案の概要を速やかにキャンパス長、人権委員会委員長及び主任相談員に書面で報告するとともに、原則として相談を受けた相談員及び主任相談員による会議を開催して対応について協議する等により、ハラスメント等に関する相談に適切に対応している。

237 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、体育館、武道場、多目的活動施設等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行っているが、今後も、施設及び備品の現状調査や学生からの要望等を基に、継続して修繕・更新等を行っていく必要がある。

留学生への生活支援等については、留学生の受け入れがあるキャンパスにおいて渡日時のオリエンテーションを実施し、必要に応じて、日常生活に必要なサポートをする日本人学生を配置するほか、学生寮に居住する外国人留学生の寮生活支援等のためにレジデンス・チューターを配置している。また、外国籍の正規生（学部生・院生）については、日本人学生と同様の基準により、授業料等の減免及び徴収猶予を実施している。

障害のある学生への生活支援等については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則」を定め、各校の教育支援グループ、保健管理センター等に相談窓口を置くほか、学生生活サポート室を設置して障害のある学生も含めて、学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生を支援している。

学生に対する経済面での援助は、大学独自の奨学金制度のほか、入学金免除、授業料免除、学内ワークスタディの実施、寄宿舎整備を行っている。なお、寄宿舎については、設備・備品の現状調査や学生からの要望等を基に、継続して修繕・更新等を行っていく必要がある。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、教育学部教員養成課程、教育学部国際地域学科、教育学部芸術・スポーツ文化学科及び教育学研究科のすべてにおいて「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」が明示されている。なお、令和3年9月の事前評価時には、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）」に示されている内容が十分に明文化されていなかったが、令和4年3月に改訂され、明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、教育学部においては、一般選抜（前期・後期）、総合型選抜（教員養成特別入試（教員養成課程）、自己推薦入試（芸術・スポーツ文化学科））、学校推薦型選抜、特別入試（帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試、編入学入試）を実施し、教育学研究科においては前期募集と後期募集を実施している。

学生の受入は、教育学部、教育学研究科のそれぞれについて、入学者選抜基本要綱を定め、入学試験実施本部が責任をもって実施している。入学者選抜試験の合格者の判定については、教員会議及び教授会が審議を行い、教授会の意見を聴取の上、学長が合格者の認定を行っている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため、「北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」を定めるとともに、学生受入の内部質保証に関するワーキングチームを設置している。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成30年度～令和3年度の4年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおり

## 領域5 学生の受入に関する基準

である。

### [学士課程]

- ・教育学部（教員養成課程）：1.04
- ・教育学部（国際地域学科）：1.02
- ・教育学部（芸術・スポーツ文化学科）：1.04

### [修士課程]

- ・学校臨床心理専攻：1.17
- ・高度教職実践専攻：0.80
- ・学校教育専攻：0.84（令和3年度学生募集停止）
- ・教科教育専攻：0.62（令和3年度学生募集停止）
- ・養護教育専攻：0.08（令和2年度学生募集停止）

### [別科]

- ・養護教諭特別別科：0.78

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育学部及び教育学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。なお、令和3年9月の事前評価時には「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中教審大学分科会大学教育部会）」に示される「どのような学習成果を上げれば卒業を認定」するか、及び「学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ」の記載が一部不足していたが、令和4年3月に改訂され、明示されている。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育学部及び教育学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、令和3年9月の事前評価時には、学科においては「教育課程の実施の方針」が、教育学研究科においては「教育課程における教育・学習方法に関する方針」及び「学習成果の評価の方針」が具体的な記載ではなかったが、令和4年3月に改訂され、明示されている。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育学部及び教育学研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、学科及び教育学研究科学校臨床心理専攻においては、令和3年9月の事前評価時には教育課程の編成が体系性を有していることの根拠資料が確認できなかったが、令和4年3月に作成され、明示されている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

認定に関する規定を学則及び「北海道教育大学既修得単位の認定に関する取扱要項」で定めている。

教育学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備している。ただし、令和3年9月の事前評価時には指導体制、研究指導計画等の策定を明文化した規定が確認できなかったが、令和4年3月に策定されており、計画を策定した上で指導することとしている。

### 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間として原則として35週が確保されており、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。ただし、教育学部国際地域学科の一部の授業科目及び教育学研究科（高度教職実践専攻）においては、8週での授業実施（クォーター制）としている。国際地域学科においては、15週の授業期間を基本としながらも、短期集中的に学修することで教育効果の向上が期待できる場合には、令和2年度より8週の期間での授業実施を可能としており、現在クォーター制をとっている授業科目は、4科目ある。また、同学科においては、在学期間中に留学する学生が多いことから、留学、インターンシップ、ボランティア活動といった学生の主体的な活動の機会を増やすことができるよう、授業期間と休業期間を組み合わせるなど工夫調整している。また、高度教職実践専攻では、クォーター制をとることにより、1科目を1単位として複数の授業科目を開設することで、専門的な授業科目を数多く履修できるようにするとともに、短期間での履修とすることで、集中的・効果的な学習を行えるようにしている。

教育学部及び教育学研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導方法が採用され、授業の方法及び内容は学生に対してシラバスで明示している。

また、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

専門職学位課程（教職大学院）においては、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」において、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を38単位としている。

また、教育学研究科においては、大学院設置基準第14条の特例を適用した取組として、法令に則した実施方法で夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っており、併せて、必要な配慮を行っている。

専門職学位課程（教職大学院）においては、連携協力校を確保しており、また、連携協力校との円滑な連絡調整等を図るため、連携協力校連絡協議会を設置している。

### 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、新入生ガイダンス等の各種ガイダンス、学生指導教員制度等により指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、オフィスアワー、学生指導教員制度等により助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、学校支援ボランティア、教育フィールド研究における学校現場での諸活動の支援・補助、自治体や関連機関と連携した地域プロジェクトの実施、インターンシップ等を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整え、ノートテイクや各教員への授業実施上の配慮の依頼、日本人学生チューターの配置等、実情に応じた適切な支援を実施している。

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、令和3年9月の事前評価時には教育学研究科の評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準が明文化されていなかったが、令和3年12月に規則を改定し、明確化している。

教育学部及び教育学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。なお、確認後の課題の把握及び改善計画の検討については今後取組む必要がある。特に個人指導等が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するための措置について検討が必要である。

教育学部及び教育学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

**基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育学部及び教育学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

教育学研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

卒業（修了）の認定は、策定した要件に則して組織的に実施している。

### 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教育学部及び教育学研究科における過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格の取得状況、就職及び進学の様子は、いずれも大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）					
教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
教育学部	89.3%	89.4%	86.3%	86.2%	88.2%
教育学研究科	85.8%	87.4%	78.8%	91.4%	86.1%

  

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）					
教育研究上の基本組織	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
教育学部	97.1%	95.5%	95.4%	96.3%	94.9%
教育学研究科	90.5%	89.4%	93.3%	85.6%	95.2%



・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況

教育研究上の基本組織		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教育学部	卒業者 (A)	1,234	1,192	1,156	1,165	1,199
	進学者 (B)	117	106	77	96	65
	進学率 (B/A)	9.5%	8.9%	6.7%	8.2%	5.4%
	就職希望者 (C)	1,065	1,051	1,042	1,029	1,088
	就職者 (D)	998	1,005	1,005	1,001	1,060
	卒業者に対する就職率 (D/A)	80.9%	84.3%	86.9%	85.9%	88.4%
	就職希望者に対する就職率 (D/C)	93.7%	95.6%	96.4%	97.3%	97.4%
教育学研究科 ※現職教員を除く	卒業者 (A)	125	127	120	120	108
	進学者 (B)	2	1	0	1	1
	進学率 (B/A)	1.6%	0.8%	0.0%	0.8%	0.9%
	就職希望者 (C)	115	118	111	114	104
	就職者 (D)	111	114	108	113	101
	卒業者に対する就職率 (D/A)	88.8%	89.8%	90.0%	94.2%	93.5%
	就職希望者に対する就職率 (D/C)	96.5%	96.6%	97.3%	99.1%	97.1%

卒業（修了）時学生の意見聴取の結果によれば、教育学部及び教育学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。ただし、卒業（修了）時学生からの意見聴取については、令和2年度調査の回答率が低かったため、回答率を上げる方法の検討が必要である。

なお、令和3年9月の事前評価実施時には、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生及び卒業（修了）生の就職先等からの意見聴取が行われていなかったが、その後、意見聴取を実施し、令和4年2月に意見聴取結果をまとめ、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認した。

## 参 考

### 参考

- 国立大学法人北海道教育大学規則集  
<https://education.jourei.kun.jp/hokkyodai/>